

江東区監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成29年度財政援助団体等監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、釧先委員及び鈴木委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成30年6月15日

江東区監査委員	伊藤貫造
同	秋田茂夫
同	釧先美彦
同	鈴木清人

平成29年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

〔こども未来部保育課〕

<p>指摘事項</p>	<p>区は、社会福祉法人そのえだ（以下「法人」という。）に対し、「江東区潮見保育園の管理に関する基本協定書」に基づき「江東区潮見保育園の年度協定」を締結した上で、前金払として指定管理料の分割支払をしている。年度終了後、法人から提出される事業報告書及び決算書類を元に金額を精査して指定管理料を確定し、支払の最終回で支払額を調整している。</p> <p>この中で、区は、「東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱」に基づき、指定管理料の一部を算定している。</p> <p>同要綱によれば、「特別保育事業等推進加算」の「一時預かり事業（4時間以上）加算」の算定に当たっては、一時預かり事業を4時間以上実施している保育所に対し、延べ利用児童数に単価2,920円を乗じた金額を加算している。</p> <p>今回の監査で平成28年度の実績報告書等を確認したところ、指定管理料のうちこの「一時預かり事業（4時間以上）加算」について次のような事例が認められた。</p> <p>平成28年度において、事業実績報告書の積算内訳に基づき、法人に対し対象児童数延1,092人分が加算・交付されていたが、監査当日提出された別資料（実績集計表等）で確認したところ、対象児童数は正しくは延1,082人であり、10人分計29,200円が法人に対し過大に支出されていた。</p> <p>法人による事業実績報告書への誤記によるものであるが、別途、一時保育扶助費を四半期ごとに請求する際にも本対象児童数は区へ報告されており、この報告数値の積み上げや、年度事業報告書に記載された実績集計表と照らし合わせることによって、数値の誤りに気付くことは可能であった。</p> <p>区は、法人と協議の上、平成28年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、今後は、交付申請・実績報告の際に証拠書類を確認するなど適正な審査を行い、誤りのないよう万全を期されたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>上記の指摘にあるように、平成28年度の指定管理料について、29,200円が過大に支出されていたため、過払い分の29,200円を平成29年度中に戻入した。</p> <p>今後、同様の誤りが生じないように、法人側において、報告書等の提出前のチェックを丁寧に行うとともに、区においては指定管理料の内訳と一時保育扶助費の実績報告書との件数確認を行うこととする。</p>
<p>実施時期</p>	<p>指定管理委託料の返納：平成29年11月8日 件数確認：平成30年4月（29年度実績分から）</p>

平成29年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

[こども未来部保育課]

<p>指摘事項</p>	<p>区は、スマイルクラブ株式会社（以下「会社」という。）に対し、「江東区保育力強化事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を支出している。</p> <p>同要綱によれば、「アレルギー児対応（医師の指示書に基づく除去食又は代替食）に要する経費」の算定に当たっては、毎月初日の対象児童について1人当たり22,000円を補助金額としている。また、東京都が作成している同要綱の各加算項目説明資料によれば、アレルギーの診断を受けた日が月途中の場合は、翌月から加算対象となる。</p> <p>今回の監査で平成28年度の「江東区保育力強化事業補助金事業実績報告書」等を確認したところ、「アレルギー児対応に要する経費」について次のような事例が認められた。</p> <p>平成28年度の「アレルギー児対応」の対象児童数は延43人として算定・交付されていたが、積算の内訳を確認したところ、その内、アレルギーの診断を受けた日が月途中でありながら、その月も加算対象としていた児童が2人含まれていた。よって、対象児童数は正しくは延41人であり、2人分計44,000円が会社に対し過大に支出されていた。</p> <p>会社の説明によると、アレルギーの診断を受ける前から園ではアレルギー対応をしていたために、月途中の診断であっても当月から加算対象になると誤って認識していたとのことであった。</p> <p>区は、会社と協議の上、平成28年度の補助金が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、交付申請・実績報告の際に適正な審査を行うとともに、補助金算定の基礎となる各要綱等の適用に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>上記の指摘にあるように、平成28年度の江東区保育力強化事業補助金事業について、44,000円が過大に支出されていたため、過払い分の44,000円について平成29年度中に返納を求め、戻入した。</p> <p>区においては、補助金の適正執行のために、実績報告の際には丁寧な提出書類の審査を行うとともに、法人に対しても誤りやすい事例を明示し、事前の確認を促す。</p>
<p>実施時期</p>	<p>江東区保育力強化事業補助金の返納：平成29年11月7日 実績報告の法人からの提出、及び区確認：平成30年4月（29年度実績分）</p>